

# ベビーシッター利用者支援事業について (札幌医科大学)

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等が臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

## 2 内 容

小学校等が臨時休校となった場合に使える割引券（2,200円/枚）を交付します。

- ・ 1日の上限枚数 : 5枚/人
- ・ 1ヶ月の上限枚数 : 120枚/家族

## 3 利用条件

次の条件にあてはまる方が対象になります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で子どもの通う小学校等が休業していること。
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられないこと。

## 4 利用手続き

- ①窓口（総務課総務係または病院課臨床研修係）に対して、割引券の必要枚数を申し込みます。
- ②窓口から割引券を受け取ります。
- ③ご自身でベビーシッター事業者(全国保育サービス協会から認定を受けているものに限ります。)に利用申込みを行います。

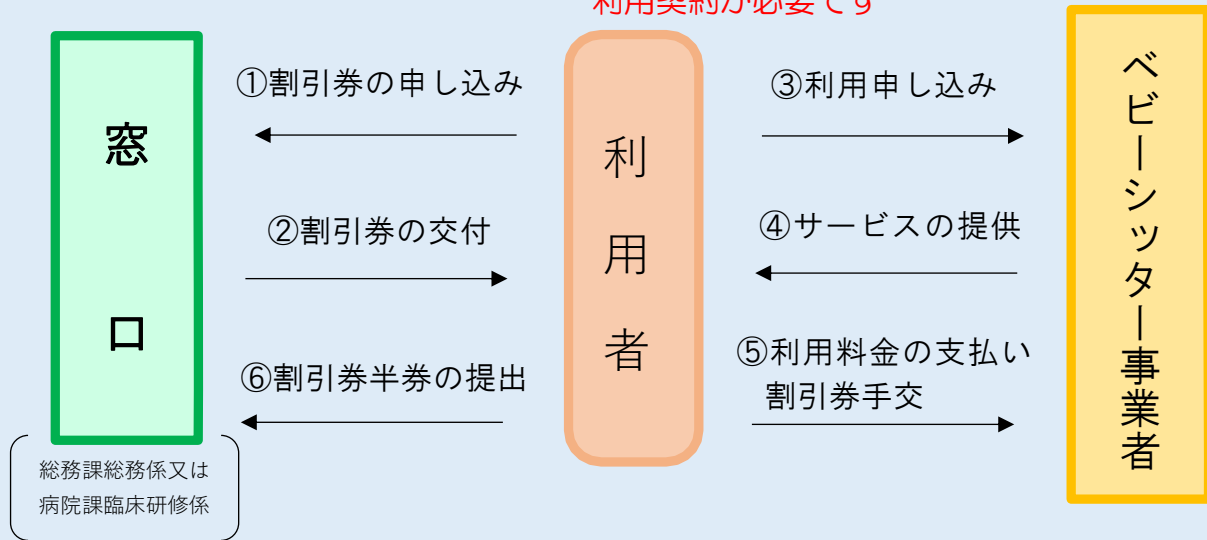
※全国保育サービス協会のホームページにて公表

(裏面に続きます)

- ④ベビーシッターの派遣を受けてサービスを利用します。
- ⑤利用料金の支払いの際に必要な事項を記入した割引券の本券をシッターさんに手渡します。
- (注意)裏面の事由欄に休校等の理由を記載していないものは特例措置分としての使用はできません。  
(記載例：〇月〇日〇小学校休校のためなど)
- ⑥割引券の半券を窓口に戻却します。

## 4 利用手続きの流れ

※窓口への申込み前にベビーシッター事業者との利用契約が必要です



## 6 利用の際の留意点

- 1回の利用料金が「割引券の使用枚数×2,200円以上」のサービスを対象とします。  
使用例：10,000円→4枚利用可能  
15,000円→5枚利用可能
- 割引券の交付前にベビーシッターを利用した場合には、一旦、利用料を全額支払ってください。
- 割引券が交付された後にベビーシッター事業者に割引券を提出することで、割引額の返還を受けられますが、返還を受けるためには、利用日時と金額が確認できる領収書等が必要になるので、必ず保管しておいてください。
- 利用した割引券は、非課税所得になります。